

# お気軽にご相談ください 民生委員児童委員 主任児童委員



地域社会でよりきめ細かな福祉施策を推進するため、本市の民生委員児童委員、主任児童委員が国から委嘱されました。任期はいずれも3年です。

民生委員児童委員、主任児童委員の連絡先については、高齢・福祉総務課までお問い合わせください。（「未定」となっている地域は、代理の委員が担当します。）

市政  
トピックス

池田  
かわら  
版

1月

池田地区		
地域	委員名	
城山町	石田かつ子(城山町2-4-201)	
新町	1~3・10 主原通洋(新町2-10) 4~9 前川峰子(新町5-4)	
綾羽	1丁目 多田信一(綾羽1丁目5-7) 2丁目 福井恵子(綾羽2丁目1-10)	
栄町	佐藤幸子(栄町8-1)	
栄本町	1~5 中井幸雄(栄本町2-14) 6~12 田中裕子(栄本町6-18)	
西本町	荒井則子(西本町1-21)	
槻木町 (ジオ・パークスクエア池田)	中村彰(槻木町2-7-2-206)	
槻木町	芹川育子(槻木町5-17)	
菅原町	1~4、9~11 由良正義(菅原町10-13-501) 6~8 森律子(菅原町8-3)	
大和町	肥爪毅司(大和町5-16)	
城南	1丁目1~4 面田奈穂子(城南1丁目3-2) 1丁目5~9 村井美幸(城南1丁目7-17) 2丁目 今西孝子(城南2丁目2-3) 3丁目1~5 城敏彦(城南3丁目3-14) 3丁目6~11 久谷邦夫(城南3丁目9-3)	
	3丁目(ザ・ライオンズ池田A,B,I,J-①②) 木村和資(城南3丁目1-15-1-1503)	
	3丁目(ザ・ライオンズ池田C~H,J-③④) 西本光廣(城南3丁目1-15-H-301)	
	建石町	1~3 森恵子(建石町2-11) 4~10 木下早智(建石町4-6)
	上池田	1丁目1~3・9・10 新免安美(上池田1丁目9-3) 1丁目4~8 山本義人(上池田1丁目4-14) 2丁目 榎木隆治(上池田2丁目1-9)
主任児童委員	福井良雄(栄町8-21)	

神田地区	
地域	委員名
神田	1丁目1~5 中井清子(神田1丁目3-13)
	1丁目6~8・13・14 浅利桂子(神田1丁目11-4-D)
	1丁目 9・11・12・15・18~21 島野美幸(神田1丁目15-6-C)
	1丁目10・16・27~31 荒木恵一(神田1丁目11-7)
	1丁目17・22~26・32 廣内紀子(神田1丁目24-3サンパレス21池田101)
	2丁目1~3・5、3丁目1~3、4丁目16・17・19 高木敬信(神田2丁目21-29)
	2丁目4・6・7、2丁目19~21 高木繁昌(神田2丁目20-12)
	2丁目8~18、3丁目17~20 藤阪裕美子(神田3丁目19-2)
	3丁目4~14、ダイハツ町 上島光代(神田3丁目7-25-A)
	4丁目1~5 津田直子(神田4丁目3-8)
4丁目6~15 野沢周代(神田4丁目9-3)	
4丁目20~28 野沢光典(神田4丁目25-21)	
主任児童委員	谷聡美(神田1丁目21-14)

呉服地区		
地域	委員名	
室町	1~3 藤本克彦(室町4-8) 4~7 尾川由紀恵(室町7-20) 8~11 岡村希実(室町11-26)	
	呉服町	1~5 未定 6~9 杉中厚子(呉服町8-20) 10~13 荒木敏朗(呉服町11-14)
	満寿美町	1~3・7~9 坂井裕一(満寿美町11-26-A) 4~6・11 寺谷加代子(満寿美町9-25) 10・12・13 片山展子(満寿美町10-13)
姫室町	1~7 伊勢睦子(姫室町7-18-302) 8~13 井上静子(姫室町12-8)	
桃園	1丁目5~7 河内志保子(桃園1丁目5-12) 1・2丁目(上記以外) 緑川由紀(桃園1丁目1-8)	
宇保町	1~3、6~8 末永京子(宇保町3-23) 4・5・11・12 前田恭江(宇保町13-22) 9・10、13~15 尾田栄子(宇保町14-10)	
八王寺	1丁目1~4 野原恵子(八王寺1丁目1-1-503) 1丁目5~7・2丁目 中岡善代美(八王寺1丁目5-2) 公団101・102、104~106 谷野由美子(八王寺1丁目8-101-706) 公団103・107・108・201~205 入江泉(八王寺1丁目8-202-402)	
	主任児童委員	奥由佳(宇保町10-16)

北豊島地区		
地域	委員名	
天神	1丁目1、9~11 瀧陽子(天神1丁目11-26) 1丁目2~8 田之上博子(天神1丁目3-25) 2丁目1・6、8~11 大野隆子(天神2丁目6-27) 2丁目2~5、7 名村研二郎(天神2丁目4-19)	
	住吉	1丁目2・3・18・19 新石紀子(住吉1丁目18-4-B) 1丁目4・5、14~17 岡野恵子(住吉1丁目14-22-602) 2丁目1~3、13・14 前川勇治(住吉2丁目2-40)
		豊島北
	豊島南	
荘園		
	主任児童委員	2丁目 竹村浩子(荘園2丁目6-18) 明石巧(住吉1丁目14-11)

## 五月丘地区

地域	委員名
1丁目2～7	杉林里美 (五月丘1丁目2-18)
1丁目1・8～10	見片鈴子 (五月丘1丁目9-15)
2丁目 (公園・ダイアパレス外)	弥吉香代子 (五月丘2丁目6-29)
3丁目1・2	福田美智子 (五月丘3丁目1-28-2-102)
3丁目3・4・6、129	未定
4丁目	西田和子 (五月丘4丁目2-16)
5丁目	落合るみ子 (五月丘5丁目1-39)
五月丘公園101～103・ 123～128	島野香里 (五月丘2丁目4-103-401)
五月丘公園104～111・ 114～115	未定
五月丘公園(上記以外)、 ダイアパレス	松村朱実 (五月丘2丁目3-14-615)
<b>主任児童委員</b>	木村知子 (五月丘2丁目1-13)

## 秦野地区

地域	委員名
1丁目1・2・10～14	樋口克弘 (畑1丁目2-8)
1丁目3～5、 8・9・15～17	若生留美子 (畑1丁目3-13)
1丁目6・7・18～22	山内正子 (畑1丁目19-8)
2丁目1～7	坂下陽子 (畑2丁目5-100-219)
3丁目1～6	吉原文弘 (畑3丁目2-8)
3丁目7～16	渡邊義継 (畑3丁目8-11)
4丁目1～7・14～21	村上宏子 (畑4丁目7-18)
4丁目8～13・22・23	梶栄子 (畑4丁目13-26)
5丁目	吹田明子 (畑5丁目4-7)
1丁目1～6・8～9	瓦林建 (渋谷1丁目4-26)
1丁目7・10～16	荻迫みり子 (渋谷1丁目16-5)
2丁目	羽淵幸司 (渋谷2丁目6-2)
3丁目1・2・9～ 12・18(31号除く)・19	北浦信三 (渋谷3丁目19-20)
3丁目(上記以外)	北浦昌文 (渋谷3丁目14-9)
1丁目1～4・7・8、 2丁目1	浜本裕子 (旭丘1丁目1-9)
1丁目5・6・9(一部)、 10・11	由水孝子 (旭丘1丁目6-5)
1丁目9(秦野住宅)	未定
2丁目2～6・8～11	太田敬子 (旭丘2丁目5-15)
2丁目7・12～14	小野瀬みどり (旭丘2丁目7-11)
<b>主任児童委員</b>	渡邊美恵子 (渋谷1丁目9-7-307)

## 石橋南地区

地域	委員名
1丁目1・6～13	西田明紀 (住吉1丁目9-20)
2丁目4～12	大久保康子 (住吉2丁目6-8)
1丁目1～3・7	坂井さなえ (空港1丁目1-8)
1丁目5・8・9～13	織田真智子 (空港1丁目11-2)
1丁目1～8・24	山脇智美 (石橋1丁目7-18-A)
1丁目9～13・23	宮本富美子 (石橋1丁目12-18-A)
1丁目14～22	秋山和子 (石橋1丁目18-22)
3丁目1～4	柴田啓子 (石橋3丁目4-27)
3丁目5～11	真田友子 (石橋3丁目10-5)
4丁目1～5	木村三佐子 (石橋4丁目1-2)
4丁目11～19	仁木光里 (石橋4丁目16-31)
4丁目9(14号～31号)、 20～23	丸岡クニ子 (石橋4丁目22-1-301)
4丁目(上記以外)	奥一よ (石橋4丁目10-26)
<b>主任児童委員</b>	中島一美 (石橋4丁目9-29)

●民生委員児童委員…担当地区で、生活保護や児童、ひとり親・寡婦、障がい者福祉などに関する相談に応じ、福祉事務所へ連絡するなど、関係行政機関に対する協力活動を行います。また、高齢者福祉の充実を図るため、一人暮らしや寝たきりなど的高齢者の実態を調査し、助言や相談に応じます。

●主任児童委員…主に、児童をめぐる諸問題の相談、関係機関との連携などを図ります。

## 伏尾台地区

地域	委員名
1丁目13～30、 31-11号～19号	山本三千代 (伏尾台1丁目14-7)
1丁目(上記以外)	生田佐智子 (伏尾台1丁目10-14)
2丁目1～7	内藤悦子 (伏尾台2丁目3-21)
2丁目(上記以外)	未定
3丁目1～7	小路清美 (伏尾台3丁目3-3)
3丁目8～13	小川雅子 (伏尾台3丁目12-6)
4丁目	藤澤哲夫 (伏尾台4丁目4-14)
5丁目	下河邊靖子 (伏尾台5丁目5-17)
<b>主任児童委員</b>	雨堤泉 (伏尾台5丁目1-5-909)

## 細河地区

地域	委員名
バードヒルズ1棟	安本三代子 (伏尾町76-16-519)
バードヒルズ2棟	黒田隆義 (伏尾町14-1-202)
バードヒルズ3棟	高橋哲夫 (伏尾町14-2-601)
上記以外	中西史三 (伏尾町16-4)
吉田町、中川原町一部	田中浩一郎 (吉田町253-1)
東山町(532-7～17を除く)	阪上進 (東山町387)
中川原町、東山町一部	小山武之 (中川原町292-16)
木部町、中川原町一部	下村隆 (木部町128-1)
木部養田	田中利雄 (木部町177-1-504)
木部新宅	梅澤武一 (木部町87)
古江町 北	中村昭義 (古江町810)
南	田中俊明 (古江町294)
<b>主任児童委員</b>	勝田温子 (木部町205-1-204)

## 緑丘地区

地域	委員名
1丁目1・6～10	松岡雄一 (鉢塚1丁目6-6)
1丁目2～5	池田秀子 (鉢塚1丁目2-18)
2丁目1～8	石田紫緒 (鉢塚2丁目6-6)
2丁目9～13	山田助松 (鉢塚2丁目13-5)
3丁目1～5	石田文三 (鉢塚3丁目2-7)
3丁目6～11	井上勝明 (鉢塚3丁目10-14)
3丁目12～15	山崎昭博 (鉢塚3丁目13-3)
1丁目1・2・6・7	花田義信 (緑丘1丁目2-16-413)
1丁目3・4	野田順子 (緑丘1丁目3-6)
2丁目公園101～103、 106～108棟	緩詰ゆかり (緑丘2丁目1-107-604)
2丁目公園104・105・ 114・115棟	辻床治 (緑丘2丁目1-105-401)
2丁目公園109～113棟	野中計子 (緑丘2丁目4-110-603)
2丁目公園外	小川幸代 (緑丘2丁目6-24)
<b>主任児童委員</b>	芳賀春美 (鉢塚3丁目11-16-101)

## 石橋地区

地域	委員名
1丁目1～4・8	阪上君代 (井口堂1丁目3-5)
1丁目5～7・9	村田美代子 (井口堂1丁目7-22)
1丁目10～13	北原陽子 (井口堂1丁目1-11)
2丁目1・6～8、9、 (一部)、10	進藤久美子 (井口堂2丁目1-13)
2丁目2番13号～28号、 3番～5番	永富麻紀 (井口堂2丁目4-4)
2丁目(上記以外)	小山田英子 (井口堂2丁目2-4)
3丁目1～3・10	阿部道子 (井口堂3丁目10-12)
3丁目4～9	山田順子 (井口堂3丁目10-19)
2丁目1・2・12	小作慎一 (石橋2丁目6-4)
2丁目3～11	長田治美 (石橋2丁目7-14-303)
2丁目13～18	松岡慶次 (石橋2丁目14-9)
3丁目1～6	大橋正幸 (旭丘3丁目6-9)
3丁目7～12	藤田明子 (旭丘3丁目7-22)
<b>主任児童委員</b>	巽桂子 (天神1丁目4-2-207)

問い合わせは高齢・福祉総務課 ☎754・6250

# 高額医療・高額介護合算療養費の申請を

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の方の自己負担が高額にならないように負担の軽減を図る制度です。

## 対象者には通知を送付

1年間（8月1日から翌年7月31日まで）に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計額が高額となった場合に、一定の限度額（下表参照）を超えた分を利用者の自己負担額の比率であん分し、医療保険からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療合算介護（予防）サービス費」として支給されます。

計算は「世帯単位」で行いますが、同一世帯に属していても、加入する医療保険が異なっている場合は別々に計算されます。

令和元年7月31日現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で平成30年度分の支給の対象となる方には1月末頃に通知しますので申請をして

ください。なお、対象期間中に他の市町村から転入した方や、他の医療保険から移った方などについては、通知できない場合がありますので、各担当課までお問い合わせください。

※令和元年7月31日現在、社会保険などの加入者の申請先は加入している社会保険などになりますが、介護保険自己負担額証明書が必要となりますので、介護保険窓口（市役所2階A窓口）で交付の申請をしてください。また、医療費、介護サービス費いずれかの自己負担額が0円の場合や、一定の限度額を超える額が500円以下の場合は支給の対象にはなりません。

## ■70歳未満

所得区分	各年8月～翌年7月
*所得901万円超	212万円
所得600万円超901万円以下	141万円
所得210万円超600万円以下	67万円
所得210万円以下（住民税非課税世帯除く）	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」に当たります。

## ■70歳以上75歳未満

後期高齢者医療制度に加入している方

所得区分	各年8月～翌年7月	
現役並み所得者*1	Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	141万円
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	67万円
一般（上記以外の住民税課税世帯）	56万円	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ（低所得者Ⅰ以外の住民税非課税世帯）	31万円
	低所得者Ⅰ（年金収入が80万円以下の方など）*2	19万円

\*1…現役並み所得者とは、高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合が「3割」となっている70歳以上の方

\*2…低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、介護支給分については、低所得者Ⅱの限度額が適用されます。

問い合わせは【国民健康保険】国保・年金課 ☎754・6253  
 【介護保険】介護保険課 ☎754・6228  
 【後期高齢者医療制度】府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031